

平成 21 年 7 月 16 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 執行役員 山下 泰弘
(TEL 03 - 5217 - 0723)

訴訟の経過に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社ラディクスモバニメーションは、同社が平成 20 年 9 月 26 日付で東京地方裁判所に提起しておりました制作受託契約義務違反による制作代金の支払を求める民事訴訟（以下、「本訴」と言います。）に対し、本訴被告であるミコット・エンド・バサラ株式会社より反訴を受けましたのでお知らせいたします。

なお、本訴の内容につきましては、平成 20 年 9 月 26 日付で公表いたしました「当社子会社の訴訟提起に関するお知らせ」を、併せてご参照願います。

記

1. 反訴が提起された年月日及び裁判所

平成 21 年 7 月 14 日 東京地方裁判所

2. 反訴を提起した相手方の名称等（本訴被告）

- (1) 商 号 : ミコット・エンド・バサラ株式会社
- (2) 本店所在地 : 東京都渋谷区恵比寿南一丁目 1 番 10 号
- (3) 代 表 者 : 代表取締役 三宅 澄二

3. 反訴の内容及び請求金額

(1) 反訴の内容

制作受託契約解除に基づく原状回復及び債務不履行に基づく損害賠償金の支払

※当社子会社の株式会社ラディクスモバニメーションが東京地方裁判所に既に提起しております本訴におきまして、その制作受託契約違反による制作代金の支払請求をしておりました。本件反訴は、同一の訴訟手続の中で反訴という形式でミコット・エンド・バサラ株式会社が提起したものであります。

(2) 損害賠償請求金額

原状回復義務 1 億 500 万円、損害賠償金 5,404 万円及び損害遅延金（平成 21 年 7 月 15 日以降支払済みまで年 6 %の割合の金銭）

4. 今後の見通し

当社は、本訴において当社子会社の株式会社ラディクスモバニメーションの主張が認められるものと考えており、反訴の損害賠償請求金額を支払う理由はないと考えておりますので、今後裁判において当社の正当性を主張していく予定です。本訴及び反訴につき、現段階においては未確定であるため、今後の連結業績に与える影響については、判明次第、必要に応じお知らせいたします。

以上

ご参考

平成 20 年 9 月 26 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 代表取締役副社長 四元 衆
(TEL 03 - 5217 - 0723)

当社子会社の訴訟提起に関するお知らせ

この度、当社の子会社である株式会社ラディクスモバニメーション（代表取締役 根岸弘、以下ラディクス）は、ミコット・エンド・バサラ株式会社に対し、制作受託契約義務違反による制作代金の支払を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟に至った経緯

ラディクスは、本年 3 月 12 日にミコット・エンド・バサラ株式会社（以下、同社）との間でテレビ放送用アニメーション作品『アップルシード ジェネシス』（土郎正宗氏原作、以下本作品）の制作受託契約を締結し、これまで制作にあたっておりました。

制作開始時より、ラディクスは同社と緊密に連絡を取りながら本作品の制作を進めてまいりましたが、7月上旬に同社から、突如一部作業の中断指示があり、その後明確な理由の説明がないまま制作費の支払いが一方的に行われなくなりました。これに対しラディクスは制作業務継続等のため協議を行うよう同社に働きかけましたが、同社は積極的に協議に応じることなく、本日まで制作費の支払いも行っておりません。

ラディクスとしては制作費の未払いが多額になり、大きな損害を被る事態になっていること、並びに制作の中断期間が長期にわたり事業上看過しえない支障となっていることから、止む無く訴訟を提起したものであります。

2. 訴訟提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 20 年 9 月 26 日

3. 訴訟を提起した相手方

会社名：ミコット・エンド・バサラ株式会社
所在地：東京都渋谷区恵比寿南一丁目 1 番 10 号

代表者： 代表取締役 木下泰彦
代表取締役 三宅澄二

4. 今後の見通し

今回の訴訟に関しましては、当社連結業績に与える影響が大きいと判断しておりますが、詳細につきましては現在精査中であり、業績見通しについては平成 20 年 9 月 27 日に開示する予定でございます。

以上